

教文ス第 599 号
平成 22 年 5 月 24 日

各 教 育 局 長
各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

埋蔵文化財の保護についての一部改正について（通知）

平成 14 年 12 月 12 日付け教文第 4541 号「埋蔵文化財の保護について」当職通知から 7 年が経過し、埋蔵文化財保護のための事前協議の浸透が図られたと判断されること及び事務簡素化の観点から、教育局の文書経由事務を廃止することとしたことから、前記当職通知の一部を次のとおり改正し、平成 22 年 6 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

記

1 改正点

平成 14 年 12 月 12 日付け教文第 4541 号「埋蔵文化財の保護について」通知の記の 3 の (3) を次のように改める。

(3) 事前協議に係る事務処理及び調査の実施について

(ア) 事前協議書の受理・送付

事前協議書を受領した場合は、別紙様式 2 「埋蔵文化財の事前協議に関する調書」を付し、速やかに送付すること。

なお、市町村教育委員会が調査を実施する事業のうち、調査を遅滞なく実施できる協議にあつては、「埋蔵文化財の事前協議に関する調書」に代え調査報告書等を付し送付されたい。

(イ) 市町村教育委員会における調査の実施

調査の実施に当たっては、別紙「埋蔵文化財包蔵地所在・試掘調査要領」に基づき実施し、調査報告書等を送付すること。

(ウ) 事前協議に係る回答

事前協議に係る回答文書は、北海道教育委員会から協議者に直接送付することとし、関係市町村教育委員会に対しては別途通知する。

生涯学習推進局文化・スポーツ課
文化財調査グループ
電話：011-213-4111 内線 35-624